

議案第20号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第 号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
26 鳥取 県介護 基盤緊 急整備 等臨時 特例基 金	介護が必要な高 齢者のための施設 の整備を促進し、 県内における介護 サービスの充実を 図るとともに、高 齢者等を地域で支 え合う活動を行う ための体制づくり を支援することに より、高齢者等が 住み慣れた地域で 暮らし続けられる 環境を整備するこ	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。	26 鳥取 県介護 基盤緊 急整備 等臨時 特例基 金	介護が必要な高 齢者のための施設 の整備を促進し、 県内における介護 サービスの充実を 図ること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

	と。				
略					
33	鳥取 県地域 医療再 生基金	県内の医療に係 る課題の解決を 図るため、医療機 能の強化、医師等 の確保等を計画的 に行う施策の実施 に要する経費に充 てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
34	鳥取 県ワク チン接 種緊急 促進基 金	子宮頸 ^{けい} がん予防 ワクチン、ヒブワ クチン及び小児用 肺炎球菌ワクチン の接種を促進し、 がん及び感染症の 予防を図ること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

略					
33	鳥取 県地域 医療再 生基金	県内の医療に係 る課題の解決を 図るため、医療機 能の強化、医師等 の確保等を計画的 に行う施策の実施 に要する経費に充 てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後

の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
12 鳥取 県環境 学術研 究基金	県内の大学及び 高等専門学校にお ける環境に関する 学術研究に対する 助成等を行い、も って鳥取県環境の 保全及び創造に関 する基本条例（平 成8年鳥取県条例 第19号）による環 境の保全及び快適 な環境の創造に関 する施策の推進に 資すること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般会 計歳入歳出 予算に計上 して、当該 基金の設置 目的を達成 するために 必要な経費 の財源に充 当 (2) (1)の ほか、一般 会計歳入歳 出予算に計		12 鳥取 県環境 学術研 究基金	県内の大学及び 高等専門学校にお ける環境に関する 学術研究に対する 助成等を行い、も って鳥取県環境の 保全及び創造に関 する基本条例（平 成8年鳥取県条例 第19号）による環 境の保全及び快適 な環境の創造に関 する施策の推進に 資すること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般会 計歳入歳出 予算に計上 して、当該 基金の設置 目的を達成 するために 必要な経費 の財源に充 当 (2) (1)の ほか、一般 会計歳入歳 出予算に計	

			上して基金 に積立て
--	--	--	---------------

<u>13</u> 略
<u>14</u> 略
<u>15</u> 略
<u>16</u> 略
<u>17</u> 略
<u>18</u> 略

			上して基金 に積立て	
13	鳥取 県農地 を守る 直接支 払基金	中山間地域の農 業者に対し直接支 払いを実施するこ とにより、農業生 産活動を維持し、 農地が有する水源 かん養機能等の多 面的機能を確保す ること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般会 計歳入歳出 予算に計上 して、当該 基金の設置 目的を達成 するために 必要な経費 の財源に充 当 (2) (1)の ほか、一般 会計歳入歳 出予算に計 上して基金 に積立て
				当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

<u>14</u> 略
<u>15</u> 略
<u>16</u> 略
<u>17</u> 略
<u>18</u> 略
<u>19</u> 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 略

34 略

附則を次のように改める。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。